

静岡県告示第587号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年8月19日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

新田No.2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
伊豆市		土肥	下根ノ上	1953-1 1号
			中根ノ上	1970-1 2号
			根ノ口	3387 3号
			俎洞	3386-1 4号
			俎洞	3386-1 5号
			下根ノ上	1914-1 6号
			俎洞	1914-1 7号
			俎洞	1919-1 8号
			俎洞	1916-1 9号
			俎洞	1918-1 10号
			俎洞	1918-1 11号
			俎洞	1932 12号
			俎洞	1933-1 13号
			俎洞	1953-1 14号